

令和 7 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県食の安全・安心審議会
会長 木村 凡

食の安全・安心の確保の推進に関する指針の策定について（答申）

令和 6 年 11 月 8 日付け生衛第 2091 号をもって諮問のあった標記について、当審議会において慎重に審議した結果、次の結論に達した。

また、今後、標記の指針に基づく施策を実施するに当たり、次の事項に配慮されるよう、審議会として意見を具申する。

〔結論〕

当審議会に示された食の安全・安心の確保の推進に関する指針については、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 58 号）第 8 条第 1 項に規定する食の安全・安心の確保の推進に関する指針として適切な内容であると認める。

〔意見〕

関係機関、関係団体等と連携し、県民を含めた関係者間の理解が深まるよう、ホームページを利用してわかりやすく情報提供を行い、その活用を学校に呼びかけるとともに、広く県民からの意見を聞き、リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）の取組の推進に努めること。

以上

